

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">貿易一般保険包括保険（鋼材）特約書</p> <p style="text-align: center;">平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00010 沿革 <u>平成 14 年 3 月 28 日 一部改正</u></p> <p style="text-align: center;">（以下「組合」という。）と独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に貿易一般保険包括保険（鋼材）の特約書を次のとおり締結するものとする。</p> <p>第 1 条 ～ 第 5 条 （略）</p> <p>（輸出契約の内容の変更等）</p> <p>第 6 条 組合は、輸出者が保険契約の締結がなされた輸出契約に、貿易一般保険包括保険（鋼材）<u>手続細則</u>（平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00023）に規定する重大な内容変更等を行ったときは、約款第 22 条第 1 項の規定に基づき、その旨を日本貿易保険に書面で通知しなければならない。</p> <p>2 前項の通知を受けた場合において、日本貿易保険は、必要と認めるときは、保険契約を解除することができる。この場合、当該保険契約の解除は、当該重大な内容変更等のあった日から効力を生ずる。</p> <p>第 7 条 ～ 第 12 条 （略）</p> <p>第 13 条 この特約書に基づき締結される保険契約については、保険申込日における貿易一般保険包括保険（鋼材）の引受基準について（平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00068）が適用されるものとする。</p> <p>第 14 条 ～ 第 16 条 （略）</p>	<p style="text-align: center;">貿易一般保険包括保険（鋼材）特約書</p> <p style="text-align: center;">平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00010 沿革 （略）</p> <p style="text-align: center;">（以下「組合」という。）と独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に貿易一般保険包括保険（鋼材）の特約書を次のとおり締結するものとする。</p> <p>第 1 条 ～ 第 5 条 （略）</p> <p>（輸出契約の内容の変更等）</p> <p>第 6 条 組合は、輸出者が保険契約の締結がなされた輸出契約に、貿易一般保険包括保険（鋼材・<u>化学品</u>）<u>手続細則</u>（平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00023）に規定する重大な内容変更等を行ったときは、約款第 22 条第 1 項の規定に基づき、その旨を日本貿易保険に書面で通知しなければならない。</p> <p>2 前項の通知を受けた場合において、日本貿易保険は、必要と認めるときは、保険契約を解除することができる。この場合、当該保険契約の解除は、当該重大な内容変更等のあった日から効力を生ずる。</p> <p>第 7 条 ～ 第 12 条 （略）</p> <p>第 13 条 この特約書に基づき締結される保険契約については、保険申込日における貿易一般保険包括保険（鋼材・<u>化学品</u>）の引受基準について（平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00068）が適用されるものとする。</p> <p>第 14 条 ～ 第 16 条 （略）</p>	

<p>(略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この改正は、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。</u></p> <p>附帯別表第 1 (略)</p> <p>附帯別表第 2 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>附帯別表第 1 (略)</p> <p>附帯別表第 2 (略)</p>	
---	---	--